

## 《貸切バス事業者安全性評価認定制度》

### 二ツ星と三ツ星に限り

## 「重傷者を生じた事故」が発生した場合 認定の取消し条件の見直しを新たに設定

平成27年10月5日 公益社団法人日本バス協会

貸切バス事業者安全性評価認定制度では、認定事業者が「**認定の取消し条件**」のいずれかに該当した場合、認定を取消し、欠格期間（申請できない期間）が定められています。

平成27年9月15日に開催されました「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において、二ツ星と三ツ星事業者に限り「**重傷者を生じた事故**」が発生した場合、「**再評価**」を行った上で「**認定種別の降格**」を行う事が決定しました。取消し条件の一部見直しの概要は下記のとおりです。

#### 1. 見直しの概要

(1) 二ツ星、三ツ星認定事業者に限り「**重傷者を生じた事故が5人未満**」の場合は再評価をする。

取消基準
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「 <b>重傷者を生じた事故</b> 」が発生した場合。

**5人未満の重傷事故**

◆二ツ星、三ツ星認定事業者に限り「**重傷者を生じた事故が5人未満**」の場合は**再評価**をする。

#### (2) 降格制度の導入

「**重傷者を生じた事故が5人未満**」に該当する事故が発生した場合、「**再評価**」を行う。

- ①訪問審査（現地調査）を実施し、安全に対する取組み状況の確認を行う。
- ②再評価減点として5点減点、「事故の実績（配点10点）」を0点として得点を計算し直す。  
よって、現取得点数から15点を減点した点数を新取得点数の基準値とする。
- ③再評価の対象事業者は少なくともワンランク降格をする。
- ④60点未満の場合は認定取消となり、事故の発生日から1年間は申請資格が剥奪される。
- ⑤再評価制度を活用できるのは、有効期間内に1回限りとする。

2. 実施日 平成27年9月16日以降に生じた「**重傷者を生じた事故**」からとする。

3. その他 制度の詳細については公益社団法人日本バス協会のホームページの「**評価認定制度特設ページ**」を参照して下さい。

以 上